

## 製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金Q&A

### 補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	補助金の趣旨は。	市内製造業等の中小企業者における経済社会情勢の変化またはDX（デジタルトランスフォーメーション）およびGX（グリーントランスフォーメーション）に対応した労務環境改善及び競争力強化の取組を促進し、もって地域の強みである製造業の付加価値の向上及びデジタル技術関連の産業集積を図るため、市内製造業等の中小企業者の設備投資等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
2	補助対象者を教えてください。	日本標準産業分類の分類表のうち、以下の表の業種を主たる事業※1（売上高や利益などが最も大きい事業）として営む、市内に主たる事業所を有する中小企業者。ただし、「 <b>みなし大企業</b> 」は除きます。  大分類E（製造業） 大分類G（情報通信業）のうち中分類39（情報サービス業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）のうち 中分類72（専門サービス業(他に分類されないもの)）の726（デザイン業）※2、 中分類74（技術サービス業(他に分類されないもの)）の743（機械設計業）  ※1 複数事業を営む場合、主たる事業は「売上高や利益などが最も大きいもの」で決定します。 ※2 デザイン業は、製造業に関するデザインを主たる事業とするものに限りです。
3	「みなし大企業」とはどのような事業者ですか。	「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいいます。  ・発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業 ・発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業 ・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業
4	対象外に該当する事業者を教えてください。	① 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）滞納者及び市税未申告者 ② 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員
5	対象とならない事業者の事例を教えてください。	① 申請者が中小企業に該当しない大企業 ② 主たる事業が対象となる業種にあてはまらない中小企業 ③ 申請者が中小企業基本法の対象とならない宗教法人、学校法人、NPO、一般社団法人等
6	申請手続きの流れを教えてください。	事前相談申込書の提出（申請者）※設備投資事業のみ ↓ 審査・事前相談申込書の確認結果の通知送付（茅野市商工課） ※設備投資事業のみ ↓ 交付申請書の提出（申請者） ↓ 審査・交付決定通知の送付（茅野市商工課） （事業着手前に交付決定までされる必要があります） ↓ 設備導入・支払い（申請者） ↓ 実績報告書・交付請求書の提出（申請者） ↓ 審査・交付確定通知書の送付、振込手続き（茅野市商工課） ↓ 補助金の入金

## 製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金Q&A

### 補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
7	申請のタイミングを教えてください。	設備投資事業の場合は、設備の購入、設置前に事前相談申込書類を提出し、市の確認が済んだ上で、交付申請を行ってください。 指導受入事業の場合は、専門家の指導を受け入れる前に交付申請を行ってください。（事前相談は不要です。）
8	設備の導入日まで1週間を切っていますが、対象になりますか。	出来る限り迅速に対応したいと思いますので、商工課（0266-72-2101（内線432・433））まで早急にご連絡ください。
9	申請期限を教えてください。	事業年度の2月末日までとなります。 ただし、申請受付は先着順とし、予算が終了次第、申請受付を終了します。
10	補助金は複数回受けることはできますか。	年度あたり1回限り申請ができます。 ただし、設備投資事業（労務環境・競争力強化）で1回、指導受入事業（DXまたはGX）で1回ずつ申請できます。
11	市内と市外に事業所が複数ありますが、市外事業所に導入する設備も対象になりますか。	市内の事業所に導入する設備のみ対象となります。 設置場所は事前相談時に提出する「設備投資を行う場所が分かる図面」と「設備投資を行う場所の現況写真」等で事前に確認をします。現況写真は設置予定の場所が確認できるよう、異なった角度から撮った3枚程度の写真を提出してください。
12	「設備投資事業」において、複数の設備を導入することは可能ですか。	可能です。補助対象となる設備が複数ある場合は、あわせて事業計画に入れてください。ただし、設備の目的に応じて取得価格の下限額が異なりますので、ご注意ください。（設備に附属される備品等については、この限りではありません。）
13	設備等の導入・設置は事業年度の3月末以前ですが、支払いは次年度の4月以降の場合は、補助金は交付されますか。	支払い日が事業年度末（3月末日）まででなければ事業完了となりません。納入が予定より遅れ、支払いが次年度の4月以降となった場合、交付決定を受けていても、規定の期間内に事業が完了していないことから、補助金を交付することはできません（交付決定の取消しとなります）ので、ご注意ください。
14	事業年度の3月中に支払は完了しているが、設備等の導入・設置が次年度の4月以降になる場合は、補助金は交付されますか。	上記の回答と同様に、規定期間内（事業年度末まで）に事業を完了する必要がありますので、次年度の4月以降に設備等の導入・設置する場合、補助金を交付することはできません。
15	事業計画書の「工事等予定期間」にはいつまでの期間を記入すればよいですか。	予定期間は、設置予定日もしくは支払い予定日のいずれか遅い日付までを期間として記入してください（申請事業年度内に購入・設置・支払い完了となる計画が対象となります）。
16	国や県等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けた、または受ける予定がある場合、対象となりますか。	対象となりません。 固定資産税が軽減される「先端設備等導入計画」は税制措置のため、併用が可能です。この場合、事業計画書の「他の補助金申請の有無」は「申請しない」にチェックをしてください。
17	申請書を書き間違えた場合はどうすればよいですか。	手書きによる申請書類を訂正する場合は、修正液・修正テープで修正せず、二重線のうえ訂正印を押印していただくか、書き直してください。 申請書に押印は不要ですが、訂正印を押印する場合は、申請者本人が訂正したことを確認できるよう申請者名のところにも同じもので押印してください。
18	「会社概要を明らかにした書類」とありますが、何を提出すればよいですか。	会社案内、パンフレット、社内の組織図、ホームページ等、市内で製造業等を営んでいることが分かる書類を提出してください。
19	「その他市長が必要と認める書類」はありますか。	「その他市長が必要と認める書類」とは、補助金申請時に市が必要と判断した場合、指定書類をご提出いただくこととなります。
20	どのような場合、変更申請が必要ですか。	交付決定後に申請内容または対象経費を変更する場合や、事業が大幅に遅れるまたは中止する場合は、変更申請が必要となりますので、変更承認申請書を必要書類と合わせて提出してください。導入予定機種の変更や台数の変更、指導受入の契約内容に変更等が発生する場合も、事業着手前までに変更申請が必要となりますので、ご注意ください。 変更申請の有無に迷われた場合は、事業着手前までに商工課までご相談ください。

## 製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金Q&A

### 設備投資事業に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	設備投資事業について教えてください。	「労務環境改善設備」（開発または生産を営む過程で生じる臭気、騒音その他従事者に対する負担を軽減させるために設置する設備等）または「競争力強化設備」（既存製品の生産性の向上、生産品の変更または新製品の生産のために設置する設備）を購入し、市内で使用する事業所に設置を行う事業となります。
2	設備投資事業の具体事例を教えてください。	「労務環境改善設備」の場合、除塵機、防音装置、自動洗浄機、業務用エアコンなど、開発または生産現場の従事者が被る負担が軽減される効果が認められるものが対象となります。 「競争力強化設備」の場合、三次元測定機、CNC自動旋盤、センターレス研削盤、マシニングセンタなど、生産性向上や競争力強化となるものが対象となります。
3	対象にならない経費を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び地方消費税相当額</li> <li>・汎用性の高い事務用品（パソコン、プリンター等）</li> <li>・国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業または受けた事業に係る経費</li> <li>・設備等の運搬費、設置費、工事費、既存の設備等の撤去に係る経費および諸経費</li> <li>・人件費、機器使用料、通信料、各種保証・保険料、光熱水費、租税公課、各種手数料、その他維持管理等に要する経費</li> <li>・居住用または賃貸用など、事業に直接関連がないと認められる設備等に係る経費</li> <li>・設備投資事業を行う事業所を住居と併用している場合において、事業所と住居部分の区分が明確でない、または設備を導入する場所が事業の用に供する場所と認められない場合における設備等に係る経費</li> <li>・補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われようとしており、その区別が困難である経費</li> <li>・設備等の購入先が申請者の親会社、子会社、関連会社その他実質的に同一の経営体とみなされる事業者を支払われる経費</li> <li>・補助金交付申請前に事業着手し、購入または更新等を行った経費</li> <li>・過去に本補助金の交付を受けて設置した設備等を取り換える場合の経費</li> </ul>
4	対象経費の購入費が、「労務環境改善設備は1台10万円以上、競争力強化設備は30万円以上」とあるが、どの経費を対象としていますか。	導入する設備の本体のみ（単価）の経費となります（税抜き金額）。本体と付随する材料等を含めた金額ではありませんので、ご注意ください。本体のみの単価が10万円もしくは30万円以上の場合は対象となります。なお、本体に付随する材料等の金額に制限はありません。
5	ソフトウェアは対象になりますか。	ソフトウェアの更新（バージョンアップ）は対象外です。 ただし、専用ソフトウェアや生産管理システムを新規に導入し、労務環境改善等の効果を証明できる場合や、「2D CAD」を「3D CAD」に移行することで大幅に能力が向上するもの等、市長が認めた場合は対象となります。 なお、ソフトウェアを導入する場合、実績報告時に「設置予定場所でソフトウェアをダウンロードし、稼働状況が明確にわかる画像」、「導入したソフトウェアの名称・バージョン等が明確にわかる画像」を提出してください。
6	パソコンの購入は対象になりますか。	汎用性の高いパソコン等の購入は対象外です。 ただし、機械装置に付随し、操作やモニタリングのみに使用される等、対象となる場合がありますので、その際は商工課までご相談ください。
7	申請書作成にあたり、対象経費は見積書のどの部分を記入すればよいか。	設備本体と、それに付随する材料のみが対象経費です（税抜き金額）。 設備の運搬費、設置費、工事費、調整費、撤去費等の上記以外の経費は対象外です。 また、値引きがある場合は、対象経費から値引き額を差し引いた金額を記入してください。
8	中古品は対象になりますか。	中古品も対象ですが、現に設置されている設備等と同一または同等性能の設備に取り換える場合は対象外です。 中古品の場合、中古を扱う業者1社とメーカーから新品の販売価格が記載された見積書をあわせて提出してください。
9	リース品は対象になりますか。	リースは対象外です。
10	生産現場だけでなく、事務室、更衣室への導入も対象となりますか。	製造業等の中小企業者における従業員の労務環境改善および競争力強化の取組を目的とした設備投資に対する支援のため、開発または生産現場に係る場所に設置するものを対象とします。 独立した事務室、会議室、役員室など明らかに開発または生産を営む過程に係らない場所や、来客用、更衣室を含めた福利厚生施設などに設置するものは、対象となりません。

製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金Q&A

指導受入事業に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	指導受入事業について教えてください。	DXまたはGXに関する専門家の指導を受ける事業となります。指導受入に必要な経費に対して補助します。
2	指導受入事業の具体事例を教えてください。	DXまたはGXに関する提案・指導（例えば、「生産設備稼働状態をIoT導入により『見える化』することで生産効率を向上させる」、「勤怠管理システムの導入により作業時間を削減させる」、「原油価格高騰対策として再生可能エネルギーを導入する」など）を受ける際に、専門家に支払われる経費が対象となります。
3	指導受入事業において、対象にならない経費を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び地方消費税相当額</li> <li>・国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業または受けた事業に係る経費</li> <li>・補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われようとしており、その区別が困難である経費</li> <li>・指導受入先が申請者の親会社、子会社、関連会社その他実質的に同一の経営体とみなされる事業者を支払われる経費</li> <li>・補助金交付申請前に事業着手し、指導受入を行った経費</li> <li>・過去に本補助金で同一の内容とみなされる指導受入事業の交付を受けた場合の経費</li> </ul>
4	DXを活用した設備を導入する際に専門家の技術指導を受けた場合、設備投資事業と指導受入事業の両方に対して、申請は可能ですか。	<p>可能です。各補助事業ごとに1事業者1回限りの申請ができます。</p> <p>ただし、各々の経費が明確にわかるよう、導入設備の見積書、指導受入の具体的内容が記載された仕様書および見積書の写しを提出してください。</p> <p>また、設備導入と指導受入を合わせて行う場合、どちらも事業着手前に事前相談および交付申請を行ってください。</p>

## 製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金Q&A

### 実績報告に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	実績報告書の事業完了日にはどの日付を記入すればよいですか。	事業が完了した日となりますので、設備等を導入した日、もしくは支払いが完了した日のいずれか遅い日付を記入してください。なお、実績報告書は事業完了日から起算して30日または年度の末日のいずれか早い日までに提出してください。
2	購入の際に値引きがあった場合はどう計算しますか。	値引きを差し引いて消費税抜金額を計算してください。 また、対象経費以外購入値引きがあった場合は、対象経費分の割引額を按分して消費税抜き金額を計算してください。
3	支払いを銀行振込にした場合、振込手数料は対象となりますか。	補助対象事業の支払いを銀行振込で行う場合、振込手数料は補助対象経費となりません。 特に振込手数料が購入先等の先方負担となっている場合、領収書等経費の支払いを証する書類の記載金額から当該手数料分を差し引いた金額（実際に購入先等に支払われた金額）が補助対象経費となりますので、ご注意ください。
4	経費の支払を証する書類は、領収証だけで良いですか。	支払を証するものとして、「発行日、宛名、発行者、領収した内容、金額（いつ、誰が、誰に対し、何の代金として、いくら支払ったか）」がわかるものを提出してください。
5	領収証に補助対象以外のものが混在している場合はどうすればよいですか。	内訳が分かるものを添付し、補助対象となるものに「○」を付ける等、わかるようにしてください。
6	領収証がない場合の対応方法はありますか。	振込の控え又は口座引落しの記載のある通帳等、相手への振込や引落しが確認できる書類により、代替が可能です。また、交付申請時の見積書と支払い時の金額が異なる場合は、経費の内訳、金額等の記載がある請求書等もあわせて提出してください。
7	補助対象以外のものも含め、まとめて支払った場合はどうすればよいですか。	補助対象のものがその支払いに含まれていることが確認できるようにしてください。
8	クレジットカードで支払った場合も対象になりますか。	クレジットカードでの支払いも対象になります。 ただし、クレジットカードの名義は申請者（会社名・個人名・屋号）以外の名義のカードで支払ったものは対象になりません。 なお、引き落としが事業年度末までに完了している必要があります。実績報告時にカード会社からの明細の写し、引き落としがわかる書類（通帳のコピー等）を提出してください。
9	手形・小切手で支払った場合も対象になりますか。	手形・小切手で支払いも対象になりますが、実際に支払われた日（決済日）が事業年度末までに完了している必要がありますので、実績報告時に手形帳・小切手の写し、決済が確認できる書類（当座勘定照合表等の写し等）を提出してください。なお、手形・小切手は申請者が発行したもののみが対象となります。他社が発行したものの、回し手形は対象外です。
10	設備投資後の現況及び稼働状況が分かる写真は、どのような写真を提出すればよいですか。	現況写真と同じ場所に設置した設備を、製品の型番・設備全体がわかるものも含めたうえで、異なった角度から撮った写真を3枚程度提出してください。
11	指導受入事業の実績報告時には何を提出すればよいですか。	実績報告書と合わせて、専門家の指導受入に係る契約書類の写し、経費の支払を証する書類を提出してください。また、実績報告書の「2 実施結果」に指導内容・取組結果等を詳しく記載していただくか、別に報告書・評価書等がある場合は、その写しを提出することも可能です。
12	補助金交付請求書の振込先口座は誰の名義でもよいですか。	口座名義と申請者名義は同一としてください。個人事業主等で口座名義に屋号等が付いている場合、事業者名が同一であれば受付可能です。